

法律家のための税法知識

第2回 弁護士会の役員等としての活動に伴い支出した懇親会費等の必要経費該当性 東京高裁平成24年9月19日判決(判例時報2170号20頁)

税務特別委員会 委員 大塚 淳 (69期)

1 事案の概要

弁護士会会长や日弁連副会長等の役員を務めていた弁護士Xが、これらの役員としての会務活動に伴い支出した懇親会費や弁護士会会长又は日弁連副会長に立候補した際の活動等に要した費用等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して所得税の確定申告をしたところ、必要経費に算入することができないとして所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、各処分の一部の取消しを求めた事案である。

なお、本件では消費税法の課税仕入れに該当するか否かも問題となったが、紙幅の都合上、割愛する。

2 問題の所在

所得税法37条1項の必要経費には、①所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用（個別対応の必要経費）と、②その年（1月1日から12月31日まで）における販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用（一般対応の必要経費）の2種類がある。

本件で問題となったのは、一般対応の必要経費の該当性である。この点、従来は、ある支出が一般対応の必要経費に該当するためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要するとされてきた。本件では、後述のとおり、第一審が従来の考え方を踏襲したのに対し、控訴審はこれと異なる判断をした。なお、上告審（最高裁平成26年1月17日第二小法廷決定）は上告不受理とした。

3 裁判所の判断

(1) 第一审

（東京地裁平成23年8月9日判決・判例時報2145号17頁）

第一審は、「ある支出が事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であることを要する」と判示した。

そして、「所得税法27条1項にいう事業所得を生ずべき『事業』とは、自己の計算と危険において対価を得て継続的に行う経済活動のことをいう（最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁参照）」ので、「弁護士の地位に基づいて行う活動のうち、所得税法上の『事業』に該当する活動とは、事業主である弁護士がその計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に法律事務を行う経済活動をいう」と判示した。

そのうえで、Xが弁護士会等の役員として行う活動は、弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動に該当せず、弁護士の所得税法上の「事業」に該当しないので、本件各支出はXの事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された必要経費であるとはいえないとして、必要経費該当性を否定した。

(2) 控訴審

（東京高裁平成24年9月19日判決・判例時報2170号20頁）

これに対して、控訴審は、一般対応の必要経費の該当性について、事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠が見当たらないことや、「直接」という文言の意味が必ずしも明らかではない

いことを理由に、直接性の要件を不要とし、「当該支出が事業所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」のみを要件とした。

そして、控訴審は、弁護士会等と個々の弁護士が異なる人格であること等を根拠に、弁護士会等の役員等として行う活動はXの事業所得を生ずべき業務に該当しないと判示しつつも、「弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものである」ということができるから、弁護士が人格の異なる弁護士会等の役員等としての活動に要した費用であっても、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったということができるのであれば、その弁護士としての事業所得の一般対応の必要経費に該当する」と判示した。

そのうえで、懇親会費については、懇親会等を①弁護士会等の公式行事後に催されるもの、②弁護士会等の業務に関係する他の団体との協議会後に催されるもの、③自らが構成員である弁護士会等の機関である会議体の会議後に、その構成員に参加を呼び掛けて催されるもの、④弁護士会等の執行部の一員として、その職員や、会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会を構成する委員に参加を呼び掛けて催されるものの4つに分けたうえで、①及び②については、「費用の額が過大であるとはいえない」という要件を満たしたとき、③及び④については、「これらの懇親会等が特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものであって、その費用の額も過大であるとはいえない」という要件を満

たしたときは、弁護士会等の役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解されると判示した。

懇親会費のうち必要経費として認められたものには、日弁連の理事会後の懇親会（上記①）、弁護士協同組合との協議会後の懇親会（上記②）、日弁連理事会の忘年会（上記③）、弁護士会職員との懇親会（上記④）などがある。他方、執行部会後の懇親会については、毎週行われる執行部会後に引き続いて行われるものであり、弁護士会等の公式行事とも、特定の集団の円滑な運営に資するものとして社会一般でも行われている行事に相当するものともいうことができず、費用の額も、Xが参加者全員の費用を含めて全額負担し又は他の参加者よりも多く負担することがあるなど過大であるとして、必要経費該当性を否定した。また、上記①～④に該当する懇親会後の二次会についても、懇親会等に出席すれば弁護士会等の役員等の業務遂行上の必要性は満たしたものということができ、その後の二次会への出席は個人的な知己との交際や旧交を温めといった側面を含むといわざるを得ないとして、必要経費該当性を否定した。

弁護士会会长又は日弁連副会長に立候補した際の活動等に要した費用に関しては、「立候補するため不可欠な費用であれば、その弁護士の事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出に該当するが、その余の費用については、これに該当しない」と判示して、日弁連副会長候補者選挙規程10条1項に基づく納付金については必要経費該当性を認めたが、日弁連副会長立候補の挨拶状の印刷代やポスターを作成した際の写真撮影料などについては必要経費該当性を否定した。